

市内運動施設利用料金一覧 R1. 10. 1～

【KAWAJUN今市スポーツパーク】(今市運動公園)

(1)施設

施設名	使用時間	使用料(1面1時間につき)		
		市内居住者		市外居住者
		中学生以下	左記以外	
野球場 サッカー場 運動広場 ゲートボール場	午前8時30分 ～ 午後5時	無料	510円	1,030円

備考

- 1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 3 この表の使用料は、施設の使用において入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合の額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合の使用料は、市内居住者が入場料最高額の100人分、市外居住者が入場料最高額の200人分とする。この場合において、入場料等を徴収しない場合の使用料を下限とする。
- 5 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。

(2)夜間照明

設備名	使用単位	使用時間	使用料(1面1時間につき)		
			市内居住者		市外居住者
			中学生以下	左記以外	
野球場照明施設	1時間30分/面	(前半) 午後6時20分 ～ 午後7時50分 (後半) 午後8時5分 ～ 午後9時35分	5,500円	6,280円	12,560円

備考

- 1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 3 使用時間が使用の単位に定める時間に満たない端数がある場合は、使用の単位に定める時間を使用したものとみなす。
- 4 この表に定める使用料は、夜間照明施設使用料及び当該運動場使用料の合計額とする。

市内運動施設利用料金一覧 R1. 10. 1～

(3) 体育センター、体育館

施設名	使用時間	使用区分		使用料(1時間につき)	
				市内居住者	市外居住者
体育センター	午前8時30分 ～ 午後9時30分	半面	中学生以下	無料	510円
			上記以外	510円	1,030円
	全面	中学生以下	無料	1,030円	
		上記以外	1,030円	2,070円	

備考

- 1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 3 この表の金額は、アマチュア・スポーツ又はレクリエーション活動(以下「アマチュア・スポーツ等」という。)に使用し、かつ、入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合の額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合の金額は、当該施設に係る金額の2倍とする。
- 5 アマチュア・スポーツ等以外に使用する場合で、使用者が営利活動の一部として行う興業、商業宣伝、招待その他これらに類するもの(以下「興業」という。)に使用する場合の金額は、当該施設に係る金額の10倍(入場料等を徴収する場合は20倍)の額とする。
- 6 アマチュア・スポーツ等以外に使用する場合で、興業等以外に使用する場合の金額は、当該施設に係る金額の2倍(入場料等を徴収する場合は4倍)の額とする。
- 7 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。

市内運動施設利用料金一覧 R1. 10. 1～

【丸山公園】

(1)施設

施設名	使用時間	使用料(1面1時間につき)		
		市内居住者		市外居住者
		中学生以下	左記以外	
野球場	午前8時30分 ～ 午後5時	無料	510円	1,030円
サッカー場			930円	1,880円
運動広場			510円	1,030円
テニスコート			300円	620円

備考

- 1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 3 この表の使用料は、施設の使用において入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合の額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合の使用料は、市内居住者が入場料最高額の100人分、市外居住者が入場料最高額の200人分とする。この場合において、入場料等を徴収しない場合の使用料を下限とする。
- 5 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。

(2)夜間照明

設備名	使用単位	使用時間	使用料(1面1時間につき)		
			市内居住者		市外居住者
			中学生以下	左記以外	
サッカー場照明施設	1時間/面	午後6時30分 ～ 午後9時30分	1,030円	1,970円	3,970円
	1時間/半面	午後9時30分	510円	980円	1,980円
テニスコート照明	1時間/面	午後6時30分 ～ 午後9時30分	510円	830円	1,670円

備考

- 1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 3 使用時間が使用の単位に定める時間に満たない端数がある場合は、使用の単位に定める時間を使用したものとみなす。
- 4 この表に定める使用料は、夜間照明施設使用料及び当該運動場使用料の合計額とする

(3)水泳プール

水泳プール		入場1回につき 200円 共通シーズン券(市内居住者に限る。)730円
-------	--	--

備考

- 1 乳児及び幼児は、無料とする。
- 2 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 3 日光市丸山公園プールの共通シーズン券は、日光市足尾プールに使用できる。

市内運動施設利用料金一覧 R1. 10. 1～

【豊岡運動公園】

(1)施設

施設名	使用時間	使用料(1面1時間につき)		
		市内居住者		市外居住者
		中学生以下	左記以外	
野球場	午前8時30分 ～ 午後5時	無料	510円	1,030円
テニスコート			300円	620円
ゲートボール場			無料	510円

備考

- 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- この表の使用料は、施設の使用において入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合の額とする。
- 入場料等を徴収する場合の使用料は、市内居住者が入場料最高額の100人分、市外居住者が入場料最高額の200人分とする。この場合において、入場料等を徴収しない場合の使用料を下限とする。
- 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。

(2)夜間照明

設備名	使用単位	使用時間	使用料(1面1時間につき)		
			市内居住者		市外居住者
			中学生以下	左記以外	
野球場照明施設	1時間/面	午後6時30分 ～ 午後9時30分	1,030円	1,560円	3,130円

備考

- 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 使用時間が使用の単位に定める時間に満たない端数がある場合は、使用の単位に定める時間を使用したものとみなす。
- この表に定める使用料は、夜間照明施設使用料及び当該運動場使用料の合計額とする。

(3)体育センター、体育館

施設名	使用時間	使用区分	使用料(1時間につき)		
			市内居住者	市外居住者	
体育館	午前8時30分 ～ 午後9時30分	全面	中学生以下	無料	200円
			上記以外	200円	410円

備考

- 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- この表の金額は、アマチュア・スポーツ又はレクリエーション活動(以下「アマチュア・スポーツ等」という。)に使用し、かつ、入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合の額とする。
- 入場料等を徴収する場合の金額は、当該施設に係る金額の2倍とする。
- アマチュア・スポーツ等以外に使用する場合は、使用者が営利活動の一部として行う興業、商業宣伝、招待その他これらに類するもの(以下「興業」という。)に使用する場合は、当該施設に係る金額の10倍(入場料等を徴収する場合は20倍)の額とする。
- アマチュア・スポーツ等以外に使用する場合は、興業等以外に使用する場合は、当該施設に係る金額の2倍(入場料等を徴収する場合は4倍)の額とする。
- 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。

市内運動施設利用料金一覧 R1. 10. 1～

【落合運動公園】

(1)施設

施設名	使用時間	使用料(1面1時間につき)		
		市内居住者		市外居住者
		中学生以下	左記以外	
野球場	午前8時30分 ～ 午後5時	無料	510円	1,030円
テニスコート			300円	620円
ゲートボール場			無料	510円

備考

- 1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 3 この表の使用料は、施設の使用において入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合の額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合の使用料は、市内居住者が入場料最高額の100人分、市外居住者が入場料最高額の200人分とする。この場合において、入場料等を徴収しない場合の使用料を下限とする。
- 5 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。

(2)体育センター、体育館

施設名	使用時間	使用区分		使用料(1時間につき)	
				市内居住者	市外居住者
体育館	午前8時30分 ～ 午後9時30分	全面	中学生以下	無料	200円
			上記以外	200円	410円

備考

- 1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 3 この表の金額は、アマチュア・スポーツ又はレクリエーション活動(以下「アマチュア・スポーツ等」という。)に使用し、かつ、入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合の額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合の金額は、当該施設に係る金額の2倍とする。
- 5 アマチュア・スポーツ等以外に使用する場で、使用者が営利活動の一部として行う興業、商業宣伝、招待その他これらに類するもの(以下「興業」という。)に使用する場の場合は、当該施設に係る金額の10倍(入場料等を徴収する場合は20倍)の額とする。
- 6 アマチュア・スポーツ等以外に使用する場で、興業等以外に使用する場の場合は、当該施設に係る金額の2倍(入場料等を徴収する場合は4倍)の額とする。
- 7 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。

市内運動施設利用料金一覧 R1. 10. 1～

【塩野室運動公園】

(1)施設

施設名	使用時間	使用料(1面1時間につき)		
		市内居住者		市外居住者
		中学生以下	左記以外	
野球場兼サッカー場	午前8時30分 ～ 午後5時	無料	510円	1,030円
テニスコート			300円	620円
ゲートボール場			無料	510円

備考

- 1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 3 この表の使用料は、施設の使用において入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合の額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合の使用料は、市内居住者が入場料最高額の100人分、市外居住者が入場料最高額の200人分とする。この場合において、入場料等を徴収しない場合の使用料を下限とする。
- 5 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。

市内運動施設利用料金一覧 R1. 10. 1～

【日光運動公園】

(1)施設

施設名		使用時間	使用料(1面1時間につき)		
			市内居住者		市外居住者
			中学生以下	左記以外	
野球場		午前8時 ～ 午後5時	無料	510円	1,030円
テニスコート				300円	620円
スポーツ広場	トラック			510円	1,030円
	サッカー				
	野球				
	グラウンドゴルフ				

備考

- 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- この表の使用料は、施設の使用において入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合の額とする。
- 入場料等を徴収する場合の使用料は、市内居住者が入場料最高額の100人分、市外居住者が入場料最高額の200人分とする。この場合において、入場料等を徴収しない場合の使用料を下限とする。
- 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。

(2)夜間照明

設備名		使用単位	使用時間	使用料(1面1時間につき)		
				市内居住者		市外居住者
				中学生以下	左記以外	
野球場照明施設		1時間/面	(前半) 午後6時 ～ 午後8時 (後半) 午後8時 ～ 午後10時	3,660円	4,180円	8,370円
テニスコート照明施設		1時間/面	午後6時 ～ 午後10時	410円	730円	1,460円

備考

- 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 使用時間が使用の単位に定める時間に満たない端数がある場合は、使用の単位に定める時間を使用したものとみなす。
- この表に定める使用料は、夜間照明施設使用料及び当該運動場使用料の合計額とする。

市内運動施設利用料金一覧 R1. 10. 1～

(3)ゴルフ場

ゴルフ場 1コース(9ホール)	(4月～9月) 午前8時 ～ 午後6時30分 (10月～3月) 午前8時30分 ～ 午後5時30分	200円	410円	1,230円
-----------------	--	------	------	--------

備考

- 1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 3 市内居住者がゴルフ場を使用する場合は、割引回数券(6枚つづり2,050円)を発行することができる。
- 4 ゴルフ場の使用に必要な貸与品は、貸クラブ(1本)100円、貸シューズ(1足)100円とする。
- 5 附属設備の使用料は、ロッカー(小)100円、ロッカー(大)200円、シャワー(1回)100円とし、市内居住者がロッカー(小)を使用する場合には、年間使用(使用料 2,500円)することができる。



市内運動施設利用料金一覧 R1. 10. 1～

【藤原運動公園】

(1)施設

施設名		使用時間	使用料(1面1時間につき)		
			市内居住者		市外居住者
			中学生以下	左記以外	
テニスコート		午前8時30分 ～ 午後5時	無料	300円	620円
多目的広場	サッカー			510円	1,030円
	野球				
その他					

備考

- 1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 3 この表の使用料は、施設の使用において入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合の額とする。
- 4 入場料等を徴収する場合の使用料は、市内居住者が入場料最高額の100人分、市外居住者が入場料最高額の200人分とする。この場合において、入場料等を徴収しない場合の使用料を下限とする。
- 5 使用時間が1時間に満たない端数がある場合は、1時間を使用したものとみなす。

(2)夜間照明

設備名	使用単位	使用時間	使用料(1面1時間につき)		
			市内居住者		市外居住者
			中学生以下	左記以外	
野球場照明施設	半点灯 1時間30分/面	(前半) 午後6時30分 ～ 午後8時	2,030円	2,820円	5,650円
	全点灯 1時間30分/面	(後半) 午後8時15分 ～ 午後9時45分	4,070円	4,860円	9,730円
テニスコート照明施設	1時間/面	午後6時30分 ～ 午後9時30分	200円	510円	1,030円

備考

- 1 市内居住者は、市内に所在する学校に在学する者、市内に所在する事業所等に勤務する者並びに宇都宮市、鹿沼市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住する者を含むものとする。
- 2 1に掲げる市町以外の市外居住者のうち中学生以下の者による施設の使用料は、市内居住者のうち左記以外の欄の額とする。
- 3 使用時間が使用の単位に定める時間に満たない端数がある場合は、使用の単位に定める時間を使用したものとみなす。
- 4 この表に定める使用料は、夜間照明施設使用料及び当該運動場使用料の合計額とする。

市内運動施設利用料金一覧 R1. 10. 1～

【その他】

(1)公園施設を管理する場合の使用料

公園施設の種類	金額
飲食店 売店	月間売上額に100分の5を乗じて得た額及び光熱水費の実費

(2)都市公園条例第3条第1項各号に掲げる行為をして公園を使用する者の納付すべき使用料

行為の種類	単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為を行うとき。	1平方メートル/日につき	44円
業として写真又は映画を撮影するとき。	1日につき	1,030円
興業を行うとき。	1平方メートル/日につき	20円
競技会、展示会、博覧会、祭礼、集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して使用するとき。	1平方メートル/日につき	10円

備考

使用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないもの又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。